

## 障害児通所支援事業所の指定取消し処分について

横浜市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）に基づく特別監査を実施した結果、人員基準違反、不正請求等が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり児童発達支援事業所の指定取消し処分を行いました。今後、不正に請求していた給付費の返還を求めます。あわせて、不正請求に係る利用者負担分についても返還を指示します。なお、当該法人は利用者及び市への返還について応じる意向を示しています。

### 1 設置者

三敬株式会社（愛知県蒲郡市御幸町12-4）  
代表取締役 石田 篤則

### 2 事業所名称等

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| (1) 事業所名    | コペルプラス蒔田教室          |
| (2) サービスの種類 | 児童発達支援              |
| (3) 事業所所在地  | 南区宮元町4-91 山本ビル401号室 |
| (4) 指定年月日   | 令和2年6月1日            |
| (5) 定員      | 10名                 |

### 3 処分内容

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 処分年月日   | 令和4年1月24日 |
| (2) 処分内容    | 指定の取消し    |
| (3) 指定取消年月日 | 令和4年1月31日 |

### 4 処分理由

#### (1) 人員基準違反（法第21条の5の24第3号）

当該事業所へ配置された児童発達支援管理責任者について、勤務ができない状況にもかかわらず適正な届出がされなかった。

また、その後新たに配置するとして届け出た児童発達支援管理責任者を、実際には別事業所へ勤務させ、児童発達支援管理責任者が不在のまま事業所の運営を継続した。

#### (2) 不正請求（法第21条の5の24第5号）

ア 児童発達支援管理責任者を配置していない状況で、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せず給付費の請求を行った。

イ 児童発達支援管理責任者ではないものが作成した個別支援計画を利用者の保護者へ提示し、個別支援計画未作成減算を適用せず給付費の請求を行った。

ウ 児童発達支援管理責任者が不在のまま、障害児通所給付費の算定に必要な人員がそろっていない状況で、児童指導員等加配加算を算定し請求を行った。

(3) 不正又は著しく不当な行為（法第 21 条の 5 の 24 第 10 号）

当該事業所へ配置する予定の無い職員を、当該事業所の児童発達支援管理責任者として市へ届け出を行った。

5 返還を求める概算額

令和 2 年 6 月から令和 3 年 6 月において不正に請求し、受領していた障害児通所給付費について、今後下表のとおり、法第 57 条の 2 第 2 項に基づき、経済上の措置として返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じた額を加算して返還を求めます。あわせて、不正請求に係る利用者負担分についても返還を指示します。

| 給付費の返還額     |             |              | 利用者への返還額 |
|-------------|-------------|--------------|----------|
| 不正請求額       | 加算額         | 合計           |          |
| 8,347,468 円 | 3,338,987 円 | 11,686,455 円 | 66,804 円 |

6 利用者について

令和 4 年 1 月 31 日で当該法人による運営を終了し、令和 4 年 2 月 1 日以降は他の法人が運営を承継する予定です。

【参考】児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号・抜粋）

第 21 条の 5 の 24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 21 条の 5 の 19 第 1 項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

第 57 条の 2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があつたときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

お問合せ先

こども青少年局障害児福祉保健課長 及川 修 Tel 045-671-4277